

# せたな

祝 令和元年度 せたな町高齢者大学修了式



令和2年  
2020  
Apr.

令和元年度 せたな町教育・文化・スポーツ表彰式

まちづくり推進課から各種事業の期間延長についてのお知らせ

新せたな町立国保病院改革プラン実施状況に関する評価の公表

「児童扶養手当」・「特別児童扶養手当」制度

保健師からのアドバイス

児童虐待って？～家族を見守る、支える社会づくり～

暮らしの情報 ほか



せたな町公式SNSアカウントキャラクター  
セターちゃん



# 令和元年度 せたな町教育・文化・スポーツ表彰式

## 1 団体 20 人が受賞

令和元年度 せたな町教育・文化・スポーツ表彰の受賞者が発表されましたのでお知らせいたします。

この賞は、当町の教育・文化・スポーツ分野で町民の模範となる活動、成績が優秀な個人・団体に対して贈られるもので、今年度は次の 1 団体 20 人が受賞されました。

### 【教育部門】

#### ◆教育賞

##### ・チーム名：キタリウム

(メンバー：黒川 拓実さん、原田 飛真さん、村田 侑空さん)  
令和元年度「科学の甲子園ジュニア北海道大会」理科  
競技の部準優勝

### 【文化部門】

#### ◆文化奨励賞

##### ・佐藤 楓 さん (久遠小学校 6 年)

J F 北漁連主催 第 60 回全道海の子絵画展  
「北海道教育委員会教育長賞」受賞

### 【スポーツ部門】

#### ◆スポーツ賞

##### ・鈴木 心絆 さん (大成中学校 2 年)

「第 50 回北海道中学校陸上競技大会」女子砲丸投げ準優勝

##### ・松神ほのか さん (久遠小学校 6 年)

「第 37 回北海道小学生陸上競技大会」6 年女子 100 m 準優勝  
6 年女子走り幅跳び第 3 位

#### ◆スポーツ奨励賞

##### ・藤谷 凜子 さん (大成中学校 3 年)

「第 50 回北海道中学校陸上競技大会」女子砲丸投げ第 4 位

##### ・竹内 美結 さん (大成中学校 1 年)

「第 50 回北海道中学校陸上競技大会女子」走り高跳び  
第 8 位

##### ・門脇 悠哉 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・櫻井 吟次 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・佐藤 陸久 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・瀬戸 嵩介 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・田中 隆貴 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・花田 駿 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・廣瀬 紫龍 さん (北檜山中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・山下 滉音 さん (北檜山中学校 2 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・稲船 蓮也 さん (瀬棚中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、第ベスト 4 進出

##### ・佐藤 秀哉 さん (瀬棚中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・細川 颯汰 さん (瀬棚中学校 3 年)

「第 8 回 U 1 4 関東オープン K B 野球大会 in 南足柄  
金太郎杯」へ  
KWB 檜山選抜として全国大会出場、ベスト 4 進出

##### ・河田 織玖 さん (北檜山小学校 6 年)

「第 5 7 回北海道空手道選手権大会」出場  
団体 小学生高学年男子 組手の部 第 2 位  
個人 小学 6 年生男子 組手の部 第 3 位  
小学 6 年生男子 形の部 第 4 位

##### ・三津谷 千宙 さん (北檜山小学校 6 年)

「第 5 7 回北海道空手道選手権大会」出場  
個人 小学生高学年男子 組手の部 第 3 位

##### ・河田 瞬汰 さん (北檜山小学校 5 年)

「第 5 7 回北海道空手道選手権大会」出場  
団体 小学生高学年男子 組手の部 第 2 位

##### ・竹浪 瞭 さん (瀬棚小学校 3 年)

「第 5 7 回北海道空手道選手権大会」出場  
団体 小学生低学年男子 組手の部 第 1 位  
個人 小学 3 年生男子 形の部 第 2 位

以上

【教育部門】 1 団体

【文化部門】 1 名

【スポーツ部門】 1 9 名

合計 団体 1、個人 20 名

# まちづくり推進課から各種事業の期間延長のお知らせ

令和2年3月31日で終了予定でした次の3事業について、令和2年4月1日から1年間期間を延長することとなりましたのでお知らせします。

## ① 移住定住促進住宅奨励事業

この制度は、定住化促進と地域の経済活性化を図るため、せたな町に居住、又は転入予定の方が町内に住宅を新築・購入された場合に奨励金を交付するものです。

奨励金を受けるには、いくつかの条件がありますので下記をご覧ください。

## ■ 奨励金の額

- ・町内業者によって自己の居住のため住宅を新築する場合、100万円
- ・町内業者以外によって自己の居住のため住宅を新築する場合、30万円
- ・既存の住宅を自己の居住のために購入する場合、20万円

## ■ 奨励の条件

- ・定住化を促進する目的から、自らが5年以上その住宅に入居する方が対象となります。
- ・せたな町が実施する他の助成制度等を利用してしている場合は対象外となります。
- ・移転補償に係るものは対象外となります。
- ※住宅完成前に交付決定を受けてください。(町内外業者による新築の場合に限る)

## ② 賃貸住宅整備促進支援事業

この制度は、町内に賃貸の共同住宅を新築する者に、建設費の一部を補助すること、良質な賃貸住宅の供給を促進し、移住定住人口の確保等を目的とした補助金を交付するものです。

補助金を受けるには、いくつか条件がありますので下記をご覧ください。

## 1. 補助対象条件等

共同住宅の種類	1LDK以下	2LDK以上
面積要件	-	50㎡以上/戸
助成額	50万円/戸	100万円/戸

※共同住宅とは、1棟あたり2戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅

## 2. 助成要件

- ① 町内に住所を有する個人または事業所、営業所を有する法人であること
- ② 自己もしくは自己の親族または特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるものでないこと
- ③ 町内業者の施工であるもの
- ④ 補助金交付決定前に着手しておらず、申請年度内に完了するもの

## ③ 空家等除却補助金交付事業

この制度は、経年劣化等で倒壊や建築部材の飛散の恐れがある空家等の解体工事を町内業者で行った場合に、補助金(事業費の50%を助成(上限50万円))を交付するものです。補助金を受けるには、いくつか条件がありますので下記をご覧ください。

## ■ 補助対象となる空家等は

- ・「特定空家等」とされたもの
- ※「特定空家等」とはそのまま放置すれば倒壊等の危険、著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと
- ※「特定空家等」とされるには、せたな町空家等対策協議会での認定が必要となり、期間を要しますので、お早目に現場担当者にご相談ください
- ・せたな町内に建設されている空家等
- ・せたな町内の許可業者が解体施工すること
- ・補助金交付決定前に着手していないこと

## ■ その他の注意事項

- ・補助は同一人につき1回限りとする
- ・国等及びせたな町から他の助成(補助・補償)金を受けていないもの

※詳しい内容につきましては、3月26日配布の行政連絡員配布チラシ及び町ホームページをご覧ください。

## マスクなどの寄贈について(お礼)

3月5日(木)、株式会社アリアス設計コンサルタント様(札幌市)から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一助となつてほしいとして、現在入手困難となっているマスクやアルコール消毒液などの予防用品の寄付がありました。



## 令和2年工業統計調査を実施します

○工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に6月1日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対ありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省  
都道府県・市区町村





# 新せたな町立国保病院改革プラン 実施状況に関する評価の公表

町では、平成29年3月に「新せたな町立国保病院改革プラン」を策定し、さまざまな病院改革に取り組んでいます。計画2年目となる平成30年度の実施状況に関する、せたな町医療等対策審議会からの評価についてお知らせします。  
〔内容は原文から抜粋しています。〕



せたな町立国保病院

## ◆はじめに

新せたな町立国保病院改革プランは、平成27年3月に総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、せたな町立国保病院の経営改革に向けた計画として、平成29年3月に策定されたものであるが、本プランについては、実施状況を年1回以上点検及び評価を行い、広報等を通じて住民に公表することとしており、評価内容については、せたな町医療等対策審議会に報告し、評価の客観性を確保することとしている。

本プランの計画期間は平成29年度から令和2年度までの4年間であり、2年目である平成30年度の実施状況並びに評価項目について、令和元年10月15日に説明を受け、内容の審議を行い、令和元年11月25日に本審議会としての評価の取りまとめを行った。

評価については、本プランの趣旨でもある「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」「経営の効率化」「再編・ネットワーク化の取組」「経営形態の見直し」の4項目に加え、今後の医療体制を構築するうえでもっとも大きな課題である「病院の建替え」について取りまとめを行った。

## ①地域医療構想を踏まえた役割の明確化について

せたな町立国保病院は、大診療所・瀬棚診療所とともに町民に身近で信頼される「かかりつけ医」としての機能を発揮しながら、一次医療を基本とし、町民の生命と健康を守る医療機関として大きな役割を担っている。

改革プランにおいて、プライマリ・ケアを重点にして、専門的な急性期医療や高度医療が必要な患者は、八雲・函館の二次・三次医療圏の医療機関と連携を強化するとしている中、平成30年5月からプライマリ・ケア科（総合診療科）が開設された。

プライマリ・ケアは、一次医療機関として初期治療だけでなく、疾病予防や健康管理など地域と密着して保健・医療・福祉・介護にわたる包括的な医療が期待され、専門医の確保が今後ますます難しくなっていく状況を踏まえ、予約制と併せスタートしたことは評価する。

ただし、患者や住民に対してプライマリ・ケアについての情報提供や広報紙などによる周知に努めていただきたい。

在宅医療については、これまで行ってきた訪問診療に加え、平成31年1月から訪問看護ステーションが再開された。

高齢化が顕著に進んでいる当町において、住み慣れた家庭や地域で安心して療養できる

在宅医療や訪問看護を求めるニーズが増えている中、在宅で療養する患者や家族への支援体制が図られたことは評価する。

平成28年10月に実施された患者アンケートの結果から、終末期は自宅で家族や友人に囲まれて過ごしたいとの希望が多く寄せられているが、実際には病院で最期を迎えられる方が圧倒的に多い状況にある。このような実態を踏まえ、終末期にある患者に対して心理面で寄り添う役割を果たす臨床宗教師の育成を進められていることは評価する。

終末期医療への対応について課題は多いが、医療スタッフと患者、家族間において十分な話し合いを行い、患者本人の尊厳を大切にされたケアに努めていただきたい。

一般会計からの経費負担については、平成29年10月から療養病棟を一般病棟に包含し、入院病棟60床の1病棟化にしたことも影響し、平成30年度の入院収益が前年度より約5600万円減収し、一般会計からの繰入金は4億1482万円の前年度より8952万円の増額となっている。

その内、ルール分となる地方交付税を財源とした繰入は、1億7914万円の前年度より157万円の減額、ルール分以外の町持出分は2億3568万円の前年度よ

り9109万円の増額となっている。

一般会計からの所定の繰入が必要であることは認識するが、合併から段階的に激変緩和措置を経ていた普通交付税の算定は、令和3年度から一本算定となり、町の財政状況はより厳しさを増し、これまで以上の繰入は困難となることが予想される。

持続可能な経営を確保していくためにも、不断な努力により一層の経営改善を求めらる。

## ② 経営の効率化について

経常収支比率は、収支均衡の100%を上回る102.7%で、昨年度より0.9%上昇している。

一方、収益については一般会計からの基準外の繰入措置による要因が大きいことから、一層の経営改善を望む。医業収支比率は、昨年度よりも医業収益が約730万円減収し、8.6%減の62%で目標値よりも5.6%低い結果となっている。

材料費関係では、診療材料費が昨年度より710万円減額となっており、平成29年度に導入したSPD（院内物流管理）システムの活用により、死蔵在庫や過剰在庫の抑制が継続的に図られていることは評価する。

入院収益では、医療スタッフ不足や病床利用率の低下か

ら効率化を図るため行われた1病棟化の要因もあり、入院患者数が減少し、昨年度より約5600万円減収の2億9100万円となった。後発医薬品使用体制加算や看護必要度加算、退院支援加算に加え、看護補助加算など診療報酬加算の確保に努めていることは評価するものであり、継続的な取組により収益増加が図られることを期待する。

安定した医療を提供していくうえで、医師をはじめとする医療スタッフの安定的な確保を図っていくことは、最も重要な課題である。

多くの公立病院が医師の確保に苦慮している中であって、当院は常勤医師4名を確保していることから、引き続き、診療体制の維持に尽力いただきたい。

また、医師を安定的に確保するためには、過重な労働環境とならないよう、負担軽減を図る必要があることから、「医師の働き方改革」を踏まえ、今後の取組について検討されたい。

リハビリ部門では、スタッフの退職に伴い提供件数が減少しているが、患者の在宅復帰や社会復帰を促すためにも、当院にとって重要な役割を果たしている部門であり、スタッフの確保に努めていただきたい。目標達成に向けた具体的な取組として、療養病棟を一般病棟に包含し1病棟化したことにより看護師等の効率的な

配置が図られていることは評価するが、一般病棟入院基本料10対1の保持や平均在院日数21日以内を基本とし、入院収益の増加を図る必要がある。平成30年11月に導入した電子カルテ・オーダーリングシステムにより、診療時間や会計待ち時間の短縮に繋がり、患者サービスの向上が図られたことは評価する。

## ③ 再編・ネットワーク化の取り組みについて

厚生労働省は、再編・統合の議論が必要な公的病院として道内54施設を公表し、当院も対象となった。

病院建替えを計画するうえで、再編・ネットワーク化の必要性について十分検討を行うこととされていることから、北海道檜山地域医療圏内の関係町とも十分な協議を行う必要がある。

国保病院と両診療所においては、病院事業の一体的・効率的な運営、住民の一次医療の確保、救急医療の確保が図られてきたところである。

医療スタッフの相互支援については、平成29年度時点ではレントゲン技師の派遣に留まり十分機能しているとは言えない状況であったが、現在は医師や看護師の派遣による相互支援体制が進められていることから、今後も取組を継続し、連携強化を図っていただきたい。

## ④ 経営形態の見直しについて

せたな町立国保病院の経営形態は現在、公営企業法の一部適用であるが、一般会計から多くの基準外繰入を受けている状況にあり、現在の経営形態を維持すべきものと認識する。

事業形態の見直しについては、患者動向分析を行いながら、北海道地域医療構想を踏まえて病床規模や機能の検討を行う必要がある。

検討にあたっては、地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、保健・医療・福祉・介護のそれぞれの関係機関と連携を図りながら進めていただきたい。

## ⑤ 病院の建て替えについて

築45年を経過し老朽化が著しい状態であり、災害に対応するための防災設備の機能、患者の療養環境、職員の労働環境の改善を図るためにも、建替えは必要であり、昨年度の評価において数年以内の実現に向けて進めていただくよう答申したところである。

病院建替えにあたっては、再編・ネットワーク化の必要性について十分検討を行うこととされている中、北海道檜山地域医療圏内の関係町とも十分な協議を行い、医療経営コンサルタンツや当審議会の意見も取り入れながら、早期に具体化さ

れることを望む。

## ⑥ 総合的な所見

これらの取組は、改革プランにおいて経営戦略室を設置し、計画2年目となる平成30年度においても着実に進められたものであり、総じて一定の成果は上げていると評価する。ただし、対応すべき課題もあり改善に向けた取組が必要である。

経営面においては、収益増加を図るため各種加算への取組を継続的に進めていることは評価するが、入院収益の大幅な減少もあり、一般会計からの基準外繰入金額は2億円を超えている。

町財源の大半を占める地方交付税は、令和3年度以降合併特例による算定から、一本算定となり大幅に縮減されることとなる。

人口減少や高齢化によって財政状況はさらに厳しくなることが予想され、これ以上の繰入は町財政への圧迫に繋がることから、経営の効率化や経費の節減を一層強化し、一般会計からの繰入を縮減する必要がある。

最後に、医療を取り巻く環境が依然として厳しい中、取り組むべき課題は山積しているが、全職員が共通の認識のもと病院改革に邁進されることを望む。

病院改革プラン関連データは次のページに掲載



# 病院改革プラン関連データ

## ◆一般会計からの繰入金の推移

項目	H28 実績	H29 実績	H30 実績
繰入金（交付税含む）	378,168 千円	325,298 千円	414,819 千円
上記のうち 町一般財源分	191,604 千円	144,589 千円	235,678 千円



## ◆一般会計からの繰入金の推移

項目	目標数値	H30 実績	説明
経常収支比率	100.0%	102.7%	(経常収入 / 経常費用) × 100
			経常収入 9 億 6387 万円
			経常費用 9 億 3888 万円
医業収支比率	80.0%	62.0%	(医業収入 / 医業費用) × 100
			医業収入 5 億 8095 万円
			医業費用 9 億 3758 万円
病床利用率	70.0%	49.3%	(年延入院患者数 / 年延病床数) × 100
			年延入院患者数 10,791 人
			年延病床数 21,900 床

## ◆病床数・患者数等の推移

項目	H28 実績	H29 実績	H30 実績
病床数	58 床	60 床	60 床
病床利用数	47.6%	59.6%	49.3%
入院患者数	10,067 人	12,814 人	10,791 人
外来患者数	30,225 人	28,838 人	25,759 人
1 日平均入院患者数	27.6 人	35.1 人	29.6 人
1 日平均外来患者数	124.5 人	118.7 人	106.0 人



※病床数は各年度末数値

※入院は一般病床に関する数値（療養病床は H29.10 月より休止）

※外来は歯科部門を除いた数値

ご存知ですか？ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 「児童扶養手当」・「特別児童扶養手当」制度

項目	項目	項目
内容	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。	知的障がいまたは身体障がいの状態（政令で定める程度以上）などにある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する父親や母親</li> <li>【例】離婚をして児童を養育しているひとり親</li> <li>●父と生計を同じくせずかつ母が監護しない児童を監護する養育者</li> <li>【例】両親が死別して児童を養育する祖父母の方、未婚の母など</li> <li>※児童が18歳に達する日の属する年度まで支給</li> </ul>	障がい児の父もしくは母が障がい児を監護するとき、又は父母以外の者が障がい児を養育するときに、支給されます。  ただし、児童福祉施設等に入所している児童、障がいを理由として公的年金を受給できるときは、対象となりません。 ※障がい児童が20歳に達する日の属する月末まで支給
支給額（月額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童1人の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額支給 …… 43,160円</li> <li>・一部支給 …… 43,150円～10,180円</li> </ul> </li> <li>●児童2人以上の加算額               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2人目 …… 10,190円</li> <li>・3人目以降 …… 6,110円</li> </ul> </li> <li>※受給者の前年の所得により減額又は停止の場合もあります</li> </ul>	児童1人当たり「52,500円」（1級） または「34,970円」（2級） ※障がいの程度により異なります ※受給者の前年の所得により停止の場合もあります
支払時期	奇数月（年6回）に、前月分までの2か月分が支払われます。	原則毎年4月・8月・11月にそれぞれの前月分までが支払われます
受給するには	支給を受けようとする方は、役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当額の認定を受けます。	支給を受けようとする方は、役場に申請書類を提出し、北海道から受給資格と手当額の認定を受けます。
問い合わせ先	町民児童課 児童福祉係 TEL 0137-84-5111 瀬棚総合支所 福祉係 TEL 0137-87-3311 大成総合支所 福祉係 TEL 01398-4-5511	保健福祉課 障がい福祉係 TEL 0137-84-5111 瀬棚総合支所 福祉係 TEL 0137-87-3311 大成総合支所 福祉係 TEL 01398-4-5511

児童扶養手当の申請をした後、状況が変わった場合は14日以内に届出が必要です。資格がなくなった時などは、届出が遅れると過払い分の手当を返還していただくことがありますので、必ずご連絡ください。

※例えば…●養育している児童の人数が変わったとき  
 ●住所、氏名、支払金融機関が変わったとき  
 ●婚姻（事実婚を含む）などで資格がなくなったときなど

これまで、公的年金（遺族年金・障害年金等）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※例えば…●父子家庭で、お子さんが定額の遺族厚生年金のみを受給している場合  
 ●母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが定額の遺族年金のみを受給している場合など

### 広報紙・ホームページに 広告を掲載しませんか？

#### 広報紙（1回）

- ① 3,500円（縦4.6cm×横8.8cm）
- ② 7,000円（縦4.6cm×横17.6cm）
- ③ 7,000円（縦9.9cm×横8.8cm）
- ④ 14,000円（縦9.9cm×横17.6cm）

#### ホームページ（バナー広告）

- 1か月10,000円（動画は不可）  
 （縦60ピクセル×横150ピクセル）  
 画像はGIF形式、容量は4KB



申し込みお問い合わせ先 まちづくり推進課 広報統計係 TEL 0137-84-5111



# 国民健康保険制度のお知らせ

## 国民健康保険の移動手続きのお願い

3月・4月は就職や退職・進学などにより移動が多くなる時期です。移動があった場合、国民健康保険の加入・脱退の申請が必要となりますので忘れずにお手続きをお願いします。

### ・国民健康保険に加入する場合

離職票や退職証明書など今まで加入していた健康保険をやめたことがわかる書類をお持ちください。

### ・国民健康保険を脱退する場合

新たに加入した健康保険証と国民健康保険証をお持ちください。

### ・進学により住所を町外へ移す場合

在学証明書や学生証など学生であることの証明書等と国民健康保険証をお持ち下さい。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、郵送での手続きをご希望の方は、担当までお問い合わせください。



### 問い合わせ先

せたな町町民児童課国保医療係 ☎ 0137-84-5111 (内線 1140)  
 瀬棚総合支所住民係 ☎ 0137-87-3311 (内線 3000)  
 大成総合支所住民係 ☎ 01398-4-5511 (内線 2118)

## 自分が持っている固定資産の評価額が確認できます

固定資産税の基礎となる、土地や家屋の評価額を、次の期間に無料で縦覧することができます。

**期 間** 4月1日(水)～5月29日(金) (土・日曜日、祝日は除きます。)

**時 間** 8時30分～17時15分

**場 所** ・本庁税務課・瀬棚総合支所・大成総合支所

**縦覧できる人** 町内に資産を持つ納税義務者、またはその代理人

**縦覧できる内容** 土地及び家屋の所在、地番、地目、評価額など  
 ※所有者の住所・氏名は書いてありません。

【縦覧に際してのお願い】

本人確認ができるもの(運転免許証など)をご用意ください。  
 代理人の場合は、必ず委任状が必要です。



## 家屋を取り壊したときは届け出が必要です

◎住宅や車庫、倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、税務課へ届け出が必要です。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

届け出がないと「取り壊したのに課税される」ということがありますので、印鑑と取り壊したことが分かる書類などを持って税務課へ届け出てください。(届出書は税務課にあります。)

◎住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地(住宅用地)は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用が外れることとなります。

くわしくは、本庁税務課、瀬棚総合支所、大成総合支所へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

せたな町税務課 ☎ 0137-84-5111  
 瀬棚総合支所 ☎ 0137-87-3311  
 大成総合支所 ☎ 01398-4-5511



# 八雲税務署から確定申告期限に関するお知らせ

## 確定申告期限の延長と振替日（振替納税）の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月16日（木）まで、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）に変更となりました。

### ○申告・納付期限

	延長前	延長後
申告所得税	令和2年3月16日（月）	令和2年4月16日（木）
個人事業者の消費税	令和2年3月31日（火）	
贈与税	令和2年3月16日（月）	

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

### 【還付申告の例】

- 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

問い合わせ先	八雲税務署	☎ 0137-63-2148
--------	-------	----------------

**法テラス**  
**八雲通信**  
**新型コロナウイルス感染症に伴う生活トラブル**  
 法テラス八雲法律事務所  
 弁護士 鳴本 翼  
 (函館弁護士会所属)

**生活トラブルQ&A**

Q 職場において、感染予防の観点から、自宅待機を命じられた場合、その間給与が支払われないことはできるのでしょうか？

A 使用者の判断により休業する場合、法律上休業手当を請求できません。

Q 新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザに類する感染症として扱われるのでしょうか？

A 厚生労働省は新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として扱っており、休業手当の支給要件を満たす場合は、休業手当の支給を受けることができます。

Q 飲食店を営んでいるのですが、自粛要請に伴って客が激減し、支払いの滞りが発生しています。このような状況で、どう対応すべきでしょうか？

A 飲食店を営んでいる事業者は、融資や補助金などの支援策を受け取ることができます。信用保証協会や政策金融公庫などに各窓口にご相談ください。

Q ある場合でも、全額ではないが、平均的な損害の額に限り、のみとなる場合があります。どうすればいいのでしょうか？

A 損害賠償請求は、損害の発生した時点で発生し、全額が賠償されるわけではありません。損害の発生した時点で発生し、全額が賠償されるわけではありません。

**八雲法律事務所**

〒050-0833 函館市南1-3-3  
 電話 0137-556300  
 FAX 0137-556301  
 メール info@hikari-law.com

# 児童虐待って？ 家族を見守る、支える社会づくり



●子どもの権利を守る必要性  
皆さんはユニセフが掲げている子どもの権利条約についてご存知でしょうか？

大きく分けて4つの一般原則「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」から成り立っています。

日本も1994年に批准しており、世界的に見ると比較的守られているようにも見えます。ですが、時折「児童虐待」のニュースでも報道される通り、すべての子どもたちが守られているわけではありません。

北海道だけでも平成29年度の報告では、5133件の児童虐待に関する相談（平成29年度道の児童相談所における児童虐待相談対応状況より）があり、子どもの「生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」が守られない現状があります。

●虐待と言っても…

虐待には4種類あり、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（養育の怠慢・拒否）」があり、一番多いのは心理的虐待であると言われています。心理的虐待には、言葉で脅す、子どもの心を傷つけるような発言をするなどが含まれます。

また近年は子どもに直接被害がなくても夫婦間でのDVや喧嘩を目撃していた等の状況であれば、心理的虐待であると判断され、警察から児童相談所に通告していることも多いです。

●虐待が起きてしまう要因  
虐待は3つのことが要因で起きてしまうと言われています。

①親の要因

育児がうまくいかないなどの育児不安や、親自身に虐待された経験があること、また病気や障害で子育てがうまくできない、そして産後うつなど精神的に不安定な状態であることなどが挙げられます。

②子どもの要因

病気や障害があるお子さん、癇癪が激しい、こだわりが強いなどの育てにくさを感じるお子さんであることも要因と言われています。

③家族を取り巻く要因

近年は核家族化しており、育児に対して相談できる人が少ないことも1つであると言われています。ほかに経済的不安を抱えていること、地域から孤立している



今月の担当  
西 香奈美です

することも挙げられています。

●しつけと虐待の違い

しつけは基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に付けるように働きかけることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮して行っていくもので、暴力などで従わせるものではないため、「悪いことをしたら叩く」とことは、しつけではありません。

また、子どもたちは一人ひとりで成長の仕方や性格が違いため、「ほかの子と比べてできていないから責める」なども、親にとってはしつけのつもりでも、子どもにとっては有害ならば虐待と捉えられます。

●防いでいくためには地域の方々へお願いしたいこと

まず、子どもを虐待してしまふ親の大半はひとりです。苦しみ、悩み続けたその結果が子どもの虐待という形で表れているという現状があります。そのため、子育てで悩んでいる方がいたら、「私たちはこうしていた！」や「そん



なことで悩んでいる必要はない！」といった自分の意見を伝えるのではなく、悩みを聞いてあげてください。  
また、相談された方が直接聞くのではなく、相談先を紹介することも一つの方法です。  
親の中には周囲の助けを拒み、どんどん孤立していく方もいます。そういう場合には、まず見守りを行い、子どもが危険かもしれないと思った際には、相談窓口につながるといった対応をしてください。

【子育てに関する相談先】

町では、子育てに関する相談窓口を設けています。子どもが成長していく過程では、さまざまな問題で悩むことがあります。そんな時はひとりで悩まず、まずは相談してみましよう。

- せたな町健康センター 保健師  
0137-84-5984
- 瀬棚総合支所 保健師  
0137-87-3311
- 大成総合支所 保健師  
01398-4-5511
- 認定子ども園子育て支援室  
0137-84-5855
- 瀬棚保育所  
0137-87-3168
- 大成保育園  
01398-4-5022



【児童虐待に関する相談窓口】  
○ 全国子育て・虐待防止ホットライン

0570-011-077

子ども虐待防止に取り組む民間団体等の電話相談窓口につながります。

○ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いち・はや・くと覚えてください。）

虐待かもと思つた時などに、すぐに通告や相談ができる全国共通の電話番号です。匿名で行うこともでき、通告や相談をした方、その内容に関する秘密は守られます。

○ 函館児童相談所

0138-54-4152

特定検診伝言板

《各種検診日程についてお知らせします》

下記の日程で、各種検診を実施します。  
受診を希望する方は、各区保健師までお申し込みください。

【総合検診：特定健診・胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等】

- ・北檜山区 4月18日（土）～19日（日） せたな町健康センター
  - ・大成区 25日（土） 大成町民センター
  - 26日（日） 長磯生活改善センター
- お早めに保健師までご連絡ください！！**

【頭の検診】

※新たな機械導入に伴い、募集する受診人数が少なくなります。（320人→290人）

- 5月22日（金）・23日（土）：大成町民センター
- 5月25日（月）～27日（水）：せたな町健康センター
- 5月28日（木）～30日（土）：瀬棚保健センター
- 6月1日（月）～3日（水）：せたな町健康センター

【町民のみなさんへお願いです】

今後の様々な検診（各種がん検診等の集団検診）は、新型コロナの関係で、大きな集団にならないような配慮をしたり、マスクの着用や手指消毒のお願いしたりすることもあると思います。その際には、ご理解願いますよう、よろしくお願い申し上げます。



健診申込・健康相談などは  
各保健師まで

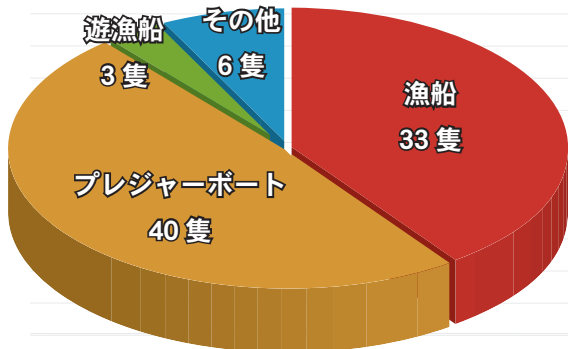
- せたな町健康センター ☎ 0137-84-5984
- 瀬棚総合支所 ☎ 0137-87-3311
- 大成総合支所 ☎ 01398-4-5511





# 船舶海難発生状況及び事故防止について

令和元年船舶海難隻数（北海道）



船種	①プレジャーボート ②漁船 ③遊漁船
海難種類	①衝突 ②機関故障 ③推進器障害



●上記は、令和元年に第一管区海上保安本部管内において発生した船舶事故の発生状況です。

## 自己救命の3つのポイント

- ①ライフジャケットの常時着用
- ②連絡手段の確保（防水型携帯電話等）
- ③海のもしもは118番

- ・春先の時期はまだ海上荒天の日が多く、事故が発生しやすい時期となっていますので、最新の気象情報、海上模様を確認し、出港前には船体及びエンジンの点検を行い、出港後は、常時適切な見張りを実施しましょう。また発航する際は、万が一の機関故障の発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による救助体制をあらかじめ確保しておきましょう。
- ・平成30年2月1日以降、小型船舶船室外の甲板上すべての乗船者には国の技術基準に適合したライフジャケット（桜マークの有る物）の着用が義務化されました。磯渡し及び磯の上の釣り人にも同様にライフジャケットの着用が義務化されています。

☎ 瀬棚海上保安署 ☎ (0137) 87 - 2634

# 農業用水路や施設には、危険なので近寄らない！

農業用水路への転落事故を未然に防ごう！

農作業の開始で、農業用水路には大量の水が流れ込み、転落事故の危険性も増えます。事故を未然防止するため、家庭、学校などでも危険な場所へ近づかないよう注意を呼びかけることも大切です。

また、子どもたちが水路のそばで遊んでいるのを見かけたら、進んで声をかけてあげましょう。

農業用施設の水難事故に注意しましょう！

大雨などの際、ダム・頭首工のゲート操作で、下流に放流する場合があります。土地改良区の警報車で河川水位が上昇することを警告しますので、拡声器から「ただちに川から離れてください」という放送を聴いたらすぐ河川区域内から離れましょう。



おねがい！用水路にごみを捨てないで！

☎ 狩場利別土地改良区 ☎ 0137-82-0244

支金野せま果湯客る周  
所と国だすが温秘園  
0て道すがあは大人一  
11いに詳す度お湯と  
30に■し※りは天別  
90看場期解慢天然一  
8円板所／時雪慢天然一  
4入納ありせにけ性皮硫酸  
55入浴たののの病や病  
11す料■たつ後皮膚病や病  
11料■たつ後皮膚病や病  
11料■たつ後皮膚病や病

## ●せたな町大成区 秘湯「湯とびあ白別」

0所ガテキッセン  
1／ロレリン毎年  
3せや棟も暖ガス  
7たな持もお房具  
7町瀨テ目器な  
8瀨テ目器な  
7町瀨テ目器な  
33瀨テ目器な  
33瀨テ目器な  
11瀨テ目器な

## ●せたな町瀨棚区 ご予約受付中です 『せたな青少年旅行村』

パ0な生1もルプク全  
1町ラ言もンパン道  
3北以下わ多予パ屈  
7檜・ンれ数定ク指  
08山70る整のの  
1区歳口備0ゴ  
34豊以高ンさ0  
75岡上校グれ0  
81ま1以1そ超  
61づ0上ルの中  
01ち3もに  
53北づ■1に  
3檜り場0■は  
1山推所円使日  
1課せ中料一ホ  
1学／と11

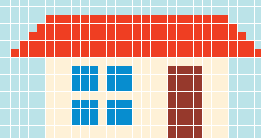
## ●せたな町北檜山区 4月6日(月)オープン予定 『北檜山パークゴルフ場』

03間円にがく税  
1月(・な同伴幼  
330毎小りまの児  
7日(日)生す合  
85122!08  
34時0(日グ0  
7322円ルイ3  
11日0時・幼温全  
11日0時・幼温全  
11日0時・幼温全

ご間まご  
宴す会時  
※放頭※  
温泉付お  
は宴会日  
はこさま  
宿泊りよ  
料人様  
小(1料5  
学(1料5  
生5金5  
今5町6  
日5町6  
無大0金  
ラ館無大0  
ザ日料人0  
ピ令和宮5  
力2業5割  
年時0引方

Information

# 暮らしの 情報



**忘れないで納期限**

**◎軽自動車税**  
納期限は  
**4月30日(木)**です  
忘れずに納めましょう  
納税通知書は  
4月上旬に発送予定と  
なっております

「ご相談ください」

**司法書士による無料相談のお知らせ**

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見など心配ごとについてご相談ください。  
(相談無料・予約制)

- 日時 4月8日(水)10時～12時
- 予約締切 4月6日(月)※先着4名まで
- 場所／ふれあいプラザ
- 担当相談員 司 司法書士 森 奈津美

**函館弁護士会による法律相談のお知らせ**

函館弁護士会では、せたいな町で月1回法律相談所を開設しております。  
金銭関係や不動産関係、家事関係など法律上の問題でお困りの方はぜひご相談ください。

「ご相談ください」

「ご案内します」

なお、相談をご希望の方は、予約制・先着順となっておりますので、事前に函館弁護士会までご連絡ください。(相談無料・予約制)

- 日時 (4月～6月分)
  - ・4月10日(金)
  - ・5月8日(金)
  - ・6月12日(金)
- 実施時間／13時～16時
- 相談件数／6件
- 場所／ふれあいプラザ
- 函館弁護士会 0138・41・0232

**心の健康相談の実施について**

令和元年年度北海道八雲保健所精神保健専門相談を実施します。心の健康相談をご希望の方は、ぜひご利用ください。  
※相談は、全て事前の申し込み(実施日の前の週の金曜日まで)が必要となります。

- 日時／4月9日 13時30分～15時30分
- 場所／八雲保健所

「ご利用ください」

**函館裁判所出張手続案内のお知らせ**

函館裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした出張手続案内を行います。(相談無料・予約制)

- 日時 4月16日(木)13時～16時
- 場所／瀬棚総合福祉センターやすらぎ館

**八雲保健所保健係**

0137・63・2168

**第十一回特別弔慰金が支給されます**

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の

「ご案内します」

注意ください。

意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

**【支給対象者】**

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

**戦没者等の死亡当時のご遺族で**

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者の子
- ③ 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ④ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④ 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**【支給内容】**

額面25万円  
5年償還の記名国債

**【請求期間】**

令和2年4月1日(令和5年3月31日)請求期間を過ぎると特別弔慰金を受け取る事ができなくなりますので

「ご案内します」

**令和2年度保険料率改定のお知らせ**

令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.41%(プラス0.1ポイント)、介護保険料率は1.79%(プラス0.06ポイント)となります。健康保険及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

**無戸籍相談窓口のご案内**

何らかの理由で、出生届を出していないことにより、無戸籍となつていらっしゃる方又は保護者の方を対象に、必要な手続のご案内・ご相談を受けております。

1人で悩まずに、役場町民児童課戸籍年金係または、函館地方方法務局戸籍課にお問い合わせ下さい。

- 役場町民児童課 戸籍年金係 0137・84・5111
- 函館地方方法務局戸籍課 0138・23・9526

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」

「ご案内します」



## 次回予定 移動町長室 Move mayor room

### 4月16日(木) 大成総合支所

- ◎移動町長室は9:00から開設し、終了時刻は11:30までとなります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合がありますのでご理解願います。



ふるさと応援寄付金  
 ※2月1日から2月29日受付分  
 合計236件  
 3694千円

## 戸籍の窓口

(2月1日～2月29日届出)



### お誕生おめでとう

○富樫 奈央ちゃん(俊文) 北檜山

### おくやみ申し上げます

- 水野 鐵雄さん (77歳) 北檜山
- 垣内 文雄さん (74歳) 東丹羽
- 田中 トメさん (101歳) 兜野
- 安藤 克司さん (86歳) 北檜山
- 金子 兼継さん (74歳) 花歌
- 大野 キミさん (96歳) 久遠
- 岡部 秀隆さん (90歳) 太田
- 平澤 恵子さん (61歳) 都

ご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

### 人口と世帯

2月末現在(前月比)

人口	7,706人	(-22)
北檜山区	4,535人	(-16)
大成区	1,402人	(-4)
瀬棚区	1,769人	(-2)
男	3,632人	(-12)
女	4,074人	(-10)
世帯	4,120世帯	(-10)

## 戸籍年金係からのお知らせ

### 国民年金の届出・手続きを必ず行いましょう

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わった時にも必要です。

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不慮の事故や病気で障害が残ったり、万一亡くなられた時には、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

#### ●国民年金の加入種別

##### ・第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象になり、加入や種別変更の手続きは、役場の国民年金担当窓口で行います。

##### ・第2号被保険者

会社や官公庁に勤めている方など、厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。

##### ・第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

#### ●種別変更となるケース

##### ・第1号被保険者となるケース【役場で手続き】

第2号被保険者が退職し、しばらく次の会社等に入らない場合、第1号被保険者となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

##### ・第2号被保険者になるケース【勤務先で手続き】

第1号被保険者又は第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者になります。

##### ・第3号被保険者になるケース【配偶者の勤務先で手続き】

会社等を退職し、厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者となる方が第3号被保険者になります。

ただし、配偶者が65歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たすときは、配偶者が65歳に到達した日において、第3号被保険者ではなくなるので、役場で第1号への加入手続きが必要です。

### 函館年金事務所による年金相談(完全予約制:先着8名)

日時:4月23日10:30~15:30/場所:せたな町役場

国民年金に関するお問い合わせ先 函館年金事務所 ☎0138-56-1165

- 本庁 町民児童課 戸籍年金係 ☎0137-84-5111
- 瀬棚総合支所 住民係 ☎0137-87-3311
- 大成総合支所 住民係 ☎01398-4-5511



せたな町公式  
マスクキャラクター  
セターナちゃん

## 広報見聞録 祝 令和元年度せたな町高齢者大学修了式

Koho - kenbunroku



2月18日(火)、せたな町民ふれあいプラザにおいて「令和元年度高齢者大学修了式」が行われました。

今年度の修了生は3区で72人(北檜山いきがい学園27人/瀬棚寿大学14人/大成くおん大学31人)で、修了生を代表して河村正人さん(瀬棚寿大学)へ修了証書が授与されました。

また、一度も欠席することなく参加した山本幸子さん(北檜山いきがい学園)、須藤れい子さん(大成くおん大学)、名平裕子さん(大成くおん大学)、門間暎子さん(大成くおん大学)に皆勤賞が授与されました。

引き続き行われた記念公演では、歌手として活躍する「GRACE(グレイス)」の伊藤敦子さんと、伊藤公さんによる昭和歌謡を中心とした歌謡ショーが披露され、修了生の皆さんは声援や拍手を送りながら楽しみました。

### 編集後記

●新型コロナウイルスの影響により、行事やイベントが相次いで中止や延期となり、残念ながら今月号のトピックは掲載できる記事がなくなっていました。うつらないうつさないなためにも、マスクの着用は必須となり、自宅に大量のストックがなかった私には毎日がドキドキでした。(今はマスクが届き一安心ですが...) ▼東日本大震災から今年で9年となりましたが、自宅にいた今だからこその防災グッズや備蓄品の確認を改めて実施したいなと思いました。【差波】

●今月の広報誌は、差波さんの編集後記の通り、新型コロナウイルスの影響で、せたな町教育・文化・スポーツ表彰式や、映画『そらのレストラン』上映会などが中止となり取材がほとんどできず残念ながら写真の少ない広報誌となりました。早くこの状態が収束してほしいと願っています。▼今年、国勢調査が実施される年です。各統計調査の中で最も重要な調査となっていますので、町民皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。【伊藤】